

学校法人大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校学則（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 学校法人大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校は、専門課程を設置し、そのもとで社会に役立つ医療福祉の専門家としての知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は学校法人 大阪滋慶学園 鳥取市医療看護専門学校という（以下「本校」という。）。

（位 置）

第3条 本校は、鳥取県鳥取市東品治町103-2に位置する。

第2章 課程、学科及び修業年限並びに休業日

（課程、学科、修業年限、定員、学級数）

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	学級数	総定員	備 考
医療専門課程	看護学科	3年	80名	6	240名	昼間
医療専門課程	理学療法士学科	3年	40名	3	120名	昼間
医療専門課程	作業療法士学科	3年	40名	3	120名	昼間
医療専門課程	医療福祉総合学科	2年	40名	2	80名	昼間

- 看護学科は、保健師助産師看護師法第21条第3号に規定する者を養成する学科とする。
- 理学療法士学科は、理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する者を養成する学科とする。
- 作業療法士学科は、理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する者を養成する学科とする。
- 在学年限は、各学科の修業年限の2倍とする（休学期間は除く）。

（学年、学期）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 学年は学期に区分し、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。
- 必要がある場合、管理運営者会議の議を経て学校長が前項に定める前期の終期および後期の始期を変更する。

（休業日）

第6条 本校において授業を行わない日（以下

「休業日」という。）は次のとおりとする。

- 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 春季休業 1週間以上
 - 夏季休業 1週間以上
 - 冬季休業 1週間以上
 - 学校創立記念日（11月1日）
- 2 季節休業期間については、管理運営者会議の議を経て学校長が定める日とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、事務局長・事務局長次長が特に必要あると認められるときは、臨時に休業を行い、または休業日に授業を行う。

第3章 入学、休学、復学、転学・転入学、退学及び除籍

(入学時期)

第7条 本校の入学時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学できる者は次に掲げる各項に定められた者で、入学試験に合格した後、所定の手続きを行った者とする。

2 看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科、医療福祉総合学科に入学できる者は、学校教育法(昭22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することの出来る次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第9条 本校へ入学を志願する者は、所定の期日までに入学志願書、入学検定料等、当該年度の学生募集要項に掲げる書類を添えて願い出る。(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者に対しては、入学試験により選考を行う。

2 入学試験に関する必要な事項は、「入学試験に関する規程」に定める。

(入学手続及び入学許可)

第11条 前条の選考により合格し、入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書を提出し、所定の入学金、授業料等も納付しなければならない。

2 保証人は次のとおりとし、保証人を変更する場合若しくは保証人の住所が変更となった場合は速やかに所定の書類を提出しなければならない。

- (1) 第1保証人は親権者または後見人である者
- (2) 第2保証人は鳥取県下若しくはその周辺に居住し、独立の生計を営む者、又は管理運営者会議の議を経て学校長が適当と認める者

3 学校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。なお、入学を許可された者が次の各号の一に該当する場合は管理運営者会議の議を経て入学許可を取り消す。

- (1) 疾病その他の理由により入学指定の日から7日以内に登校しないとき
- (2) 入学志願書、その他の提出書類に虚偽の記載があるとき

(休学)

第12条 学生が疾病その他の特別な理由により、休学しようとするときは、診断書または保証人の事由書を添付して、所定の休学願を学校長に提出し、管理運営者会議の議を経てその許可を受けなければならない。

2 学校長は疾病その他の特別な理由により、修学することが不相当と認められる学生に対して、管理運営者会議の議を経て休学を命ずる。

3 休学期間は1年以内とする。但し、次の各号の一に該当する場合はその期間を延長する。

(1) 1項の許可を得た学生が延長願を提出した場合において、管理運営者会議の議を経て学校長が特別な理由があると認めるとき

(2) 2項により休学を命じた場合において、学校長が管理運営者会議の議を経て引き続き休学させる必要があると認めるとき

4 休学期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第13条 休学期間満了又は休学期間内であっても、その事由が消滅した者で復学を希望するときは、医師の診断書又は保護者の事由書を添付して、所定の復学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学・転入学)

第14条 在学中に看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科において他の養成所へ転学を希望する者は、その理由を明記した転学願を提出し、管理運営者会議の議を経て学校長の許可を得なければならない。

2 本校の看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科においては他の養成所から本校への転入学を希望する者がある場合、欠員のある場合に限り、管理運営者会議の議を経て、これを許可する場合がある。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、管理運営者会議の議を経て学校長が決定する。

(退学及び除籍)

第15条 自ら退学しようとする者は、その事由を記した書類を添えた退学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の号に該当する学生に対して管理運営者会議の議を経て、退学を命じる。

(1) 第4条第5項に規定する在学期間を超えた者

3 学校長は、次の各号に該当する学生を管理運営者会議の議を経て除籍する。

(1) 疾病、その他の事由により、就学の見込がなくなった者

(2) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

4 退学者及び除籍者が既に履修した単位については認定する。

第4章 教育課程、授業時間数、教員組織及び運営

(授業科目及び授業時間数)

第16条 学校教育法第124条の専修学校制度により、授業時間数は年800時間以上とし、教育課程は別表1のとおりとする。

(授業時間数の単位数への換算)

第17条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には、原則として授業形態により次の基準で計算する。

(1) 講義および演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実技及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 臨地実習については、看護学科は、30時間から45時間までの実習をもって1単位とし、その他の学科は、40時間の実習をもって1単位とする。

2 看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科については、厚生労働省の定める「養成施設指導要領」の授業に関する事項(単位計算方法)に基づくものとする。

(入学前の授業科目の履修等)

第18条 本校は、次の号に掲げる場合に、個々の既修の学習内容を評価し、本課程における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、管理運営者会議の議を経て、本校入学前の既履修科目を本校の授業科目の履修とみなすことが

できる。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学
 - (2) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
 - (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
 - (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
 - (5) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
 - (6) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
 - (7) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号又は第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
 - (8) 救命救急士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救命救急士養成所
 - (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 2 前項に関わらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で、本課程に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本課程における教育内容に相当すると認められる場合には、当該科目に相当する科目を本校において履修したとみなすことができる。
- （授業の方法による履修等）
- 第19条 本校においては、文部科学大臣が定めるところ（平成17年第641号告示）による、多様なメディアを高度に利用しての教室等以外の場所で行った授業については履修科目とみなさない。
- （始業及び終業）
- 第20条 本校看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科、医療福祉総合学科の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時20分までとする。
- （教職員組織）
- 第21条 本校に次の教職員を置く。
- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 副学校長 | 1名 |
| (3) 学科長（教務主任） | 各科1名 |
| (4) 副学科長（実習調整者） | 各科1名 |
| (5) 専任教員 | 看護学科12名以上 |
- （学科長、副学科長含む）

理学療法士学科 6名
作業療法士学科 6名
医療福祉総合学科 3名

(6) 実習指導教員 看護学科 1名以上
(7) 講師 40名以上
(8) 事務局長 1名
(9) 事務局次長 1名
(10) 事務部長 1名
(11) 事務課長 1名
(12) 事務職員 各科 1名
(13) 司書 1名
(14) 校医 1名
(15) カウンセラー 1名

2 組織及び教職員に関する必要な事項は、「組織及び教職員に関する規程」に定める。

(学校の運営)

第22条 本校の運営を円滑にするため、会議については「会議規程」に定める。

2 本校の教育理念に基づいた目的、目標を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。点検及び評価に関することは「自己点検・自己評価に関する規程」に定める。

3 本校の運営を円滑にし、その評価を適切に行うために必要な文書管理を行う。学科運営に必要な文書管理に関することは「文書管理規程」に定める。

第5章 成績の評価、修了・卒業の認定

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績評価は、看護学科、理学療法士学科、作業療法士学科、医療福祉総合学科で定める試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。また、各科目の授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績の評価に必要な事項は「履修規程」に定める。

(修了の認定)

第24条 学校長は前条の成績評価及び「履修規

程」に基づいて、管理運営者会議の議を経て修了の認定を行う。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第25条 学校長は本課程に修業年限以上在学し、学則第23条に定める授業科目の単位修得認定を受け、卒業要件である所定の単位を全て修得した者について、卒業判定会議の議を経て卒業を認定し、様式1による卒業証書を授与する。

3 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えた場合、卒業することができない。

第6章 科目等履修

(科目等履修生)

第26条 本校においては、開設する授業科目に対して、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合でも、科目履修生として当該科目を履修することを認めない。

第7章 賞 罰

(表彰)

第27条 学生として表彰に値する行為があった者を管理運営者会議の議を経て学校長は表彰することができる。表彰に値する行為とは次のとおりとする。

(1) 学校長賞 在学中に成績及び出席率が優秀で、他学生の模範となった者

(2) 皆勤賞 在学中無遅刻無欠席で努力した者

(3) 精勤賞 在学中無欠席で努力した者

2 前項に掲げる賞のほかに表彰に値する行為があった者がいる場合には、管理運営者会議の議を経て、別途、賞を設け表彰する。主な内容は次のとおりとする。

(1) ボランティア活動 地域に貢献した者

(2) 学術的活動 卒業研究や学会等での論文や発表が優秀な者

(3) スポーツ活動 クラブに所属し専門学校主催の大会で優秀な成績を修めた者

(懲戒)

第28条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、管理運営者会議の議を経て学校長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告とする。
- 3 前項の退学は次の各号のひとつに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (5) 同学年を2年以上留年する者

第8章 納付金、健康安全管理、図書管理、学校防災管理、施設設備管理

(納付金)

第29条 本校の入学検定料・入学金・授業料は別表2のとおりとする。

- 2 既に納入した納付金は原則返還しない。但し、特別な理由があると認められる場合に限り、入学金、入学検定料以外は、返還する。
- 3 新年度1年間休学の場合、前年度までに休学届が提出された場合、授業料は徴収しない。
- 4 学生が退学を許可された場合、また退学を命じられた場合においても、その学期の授業料等は徴収する。
- 5 納付金に関する事項は「学費納付に関する規程」に定める。

(健康安全管理)

第30条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、管理運営者会議の議を経て学校長は学生に対して、毎年1回以上の健康診断を実施する。また、特に必要と認めたときは、臨時にこれを行う。

- 2 前項に定める健康診断、その他学生の健康安全管理に関し、必要な事項は、「健康管理規程」

に定める。

(図書管理)

第31条 図書、その他の文献及び研究資料を収集保管し、学生及び教職員の閲覧に供するため図書室を設ける。

- 2 図書管理に関する事項は、「図書管理規程」に定める。

(学校防災管理)

第32条 火災及びその他の災害の防止の為に、本校に防火管理組織及び自衛消防組織を設ける。

- 2 学校防災管理に関する事項は、「学校防災規程」に定める。

(施設設備管理)

第33条 本校の敷地、校舎及び実習室並びに機械器具、備品等の物品の適正且つ効率的な活用を目的として、施設設備管理に関する事項及び物品管理に関する事項を、本校「校舎管理規程」及び「物品管理規程」に定める。

第9章 奨学制度

(奨学金)

第34条 本校に奨学制度を設ける。詳細は別表4に定める。

第10章 雑則

(学則の改廃)

第35条 学則の改廃は、管理責任者会議の議を経て、学校法人大阪滋慶学園 理事会で承認を受ける。

附 則

1. この学則は平成27年4月1日より実施する。
2. この学則は平成28年4月1日より実施する。
3. この学則は平成31年4月1日より実施する。
4. この学則は令和2年4月1日より実施する。
5. この学則は令和3年4月1日より実施する。
6. この学則は令和4年4月1日より実施する。